

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 5 年 8 月 2 3 日 ( 金 )

杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について .....	3
決算特別委員会について	
(1) 持ち時間について .....	3
(2) 席次について .....	3
議席の一部変更について .....	4
委員会条例の一部改正について .....	5
議会運営の申し合わせ事項について .....	6
特別区議会議長会要望について .....	1 5
アメリカ合衆国の核実験に対する要請書について .....	1 6
その他	
(1) 「今日のニュース」一覧の取り扱いについて .....	1 6
(2) 議員控室改修工事について .....	1 9
(3) 本庁舎建築設備等定期点検について .....	1 9
(4) 喫煙室の改修工事について .....	1 9

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成25年8月23日(金)		午前9時58分～午前11時2分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (5名)	理事 富本 卓	理事 脇坂 たつや	理事 島田 敏光	理事代理 安斉 あきら
	理事 くすやま 美紀			
欠席理事	河津 利恵子			
理事以外の 出席議員	議長 大泉 時男	副議長 渡辺 富士雄		
出席理事者				
事務局職員	事務局長 与島 正彦	事務局次長 朝比奈 愛郎	議事係長 野澤 雅己	庶務係長 本島 健治
	議会法務担当 高田 二郎	庶務係長 小塩 尚広	係長付主査 担当書記 上野 和貴	



(午前 9時58分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

本日は河津理事が欠席なので、代理で安斉議員が出席している。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録だが、6月13日から7月17日までの4回分について、既にメールでお送りしたが、送った内容でご承認いただけるか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、承認をいただいたので、本日から公開の扱いとする。

《決算特別委員会について》

(1) 持ち時間について

富本理事 次に、決算特別委員会である。

第3回定例会で設置を予定している決算特別委員会について、昨年度の決算特別委員会の持ち時間は、総括・歳入を5分、歳出を6分で、持ち時間を増やした経緯がある。

そのあたりを含めて、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。

「平成25年決算特別委員会の審査方法について(案)」ということで提示している。昨年度と同じ形で時間を算定した資料として、資料1、3枚つけてある。

2枚目、決算特別委員会は、実質9月30日に始まり10月8日で終了する。裏面10月9日、各会派意見開陳の日程である。

3枚目は、決算特別委員会の日程一覧である。

富本理事 これは昨年度話し合いをして増やしたのか。

議会事務局次長 はい。5分・5分だったものが、5分・6分になっている。

富本理事 増えた形になっている。5分・6分ということだが、ただいまの説明について何かあるか。よろしければ、案のとおりで5分・6分という形で行うので、よろしくをお願いします。

また、意見開陳は別に時間制限するわけではないが、最近会派数が増えているので、一会派あたり20分ぐらいを目安にご配慮いただきたい。

(2) 席次について

富本理事 続いて、決算特別委員会の席次についても、会派の異動があったので、新たに

案を作成した。事務局から説明を願う。

議会事務局次長 今度は資料2をごらんいただきたい。4つの案を作成した。

全体、4つの案を見渡して、自民、公明についてはほとんど動きがないが、2、3、4案については、民社、共産の席がちょっと変わっている。非交渉会派が増えたということで、席の配分にも注意が必要と感じている。

4つの案をみてどのようにするのか、ご議論いただきたい。

富本理事 自民と公明はどの案も全部一緒に、要は共産と民社はどうするか、これは持ち帰りにするか。

民社は大丈夫か。席については、旧理事の方は大変こだわりのある方だったが。

安斉理事代理 旧理事の意見を尊重すると、2案とかそういう話になるかと。

富本理事 別にきょう決めなくても大丈夫なので、とりあえず持ち帰るか。

安斉理事代理 了解した。これはいつまでに結論を出せば……

富本理事 29日に次回の理事会があるので、そのときに結論を出す。民社と共産が一番変動があるので、よろしく願います。それでは、今の4案の中からどれかを選んでいただきたい。

また、席次が決まったら、9月9日までにそれぞれの会派の個名、座る場所、これもご提出いただく。なお、非交渉会派については、その後事務局で調整し、どこに誰が座るかを決定するので、よろしく願います。

#### 《議席の一部変更について》

富本理事 続いて、今度は本会議場の議席の一部変更である。

前回の理事会でおおむね了承いただいたが、前回移動して今回も移動する堀部議員から、今のままの席でよいという話があった。その辺の経緯も含めて、事務局から何かあるか。

議会事務局次長 この間の会派の異動に伴い、従来3番の議席番号であった堀部議員が、前回、議決して4番に移るといった形になった。今回、ネット・みどりの会派が分かれて、奥山議員の緑の党が1人会派となり、また議席の変動が生じてくる。これまでの慣例、やり方で、期数等を考え、奥山議員が4番、堀部議員が5番という形になるが、堀部議員からは、動きたくないという話がこちらに届いている。

富本理事 堀部議員は、ほかの会派の異動に伴って、自分は何も関係ないのに、3から4に移動して、また4から5に移動する、ちょっとそれは自分としても納得いかない、簡単に言えばそういうこと。それで、今回の移動に関しては、4でそのままにしてもらえ

ないかという要望があった。さしたる大きな影響もないので、今提示した案で皆さんが了承いただけるかどうかということ。

これは特段きちとした慣例というわけではない。なるべく期数順で並べているということだが、よろしいか。問題なければ、この案で決める。では、この案でやっていきたい。また改めて議会運営委員会でも議題となる。

#### 《委員会条例の一部改正について》

富本理事 続いて、委員会条例の一部改正について、事務局からの説明を願う。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。

これはことしの5月に問題となった案件で、今の委員会条例においては、常任委員に就任してから1年を超えないで改選した場合、前任者の残任期間のみ就任するという規定である。今回は1年を超えた日で改選したが、1年に満たなくても、条件を満たせば改選することができるような条文にする必要があるのではないかとということで、今回ご提示した。

資料4を改めてごらんいただきたい。太線のところが委員会条例の改正する部分になっている。文言の整理等もあるので、主の部分を説明すると、肝は第3条の2項である。「常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が任期満了の前に行われたときは、後任者の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。」という規定と、その裏面、第5条第4項である。「常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了の前30日以内に行うことができる。」という規定を設けることで、1年に満たなくても改選を行うことが可能となってくる。

ちなみに、東京都はこういった形の条文。23区の中でも数区がこういった形で規定している。今回改正し、次回の改選時に備えることが必要。

残りの黒い部分は、条文の新設による項の移動、あるいは文言の整備である。

富本理事 規定の整備とご理解いただきたい。本会議とか臨時会の日程が、毎年同じ日にやるわけではないので、どうしても前後が出てくると、例えば1週間ぐらい前とか5日ぐらい前に委員を改選しようとしても、これまでは一々辞表を全部とってとか、非常に煩雑な手続があった。そういう形をとらなくても、皆さんの合意があればこれで対応できるということなので、別に恣意的でも何でもない、規定の整備ということで、複数区及び東京都でもやっているということをご理解いただきたいが、いかがか。それでは、この件についてはご了承いただいたということで、第3回定例会において議員提出議案として提案するが、よろしいか。それでは、そのようにする。

また、提出者は、いつものとおり議会運営委員会委員全員ということで考えているが改めて、次回の理事会において議提ということで議題とするので、よろしく願います。

#### 《議会運営の申し合わせ事項について》

富本理事 続いて、議会運営の申し合わせ事項について協議をする。

これは大分前からやっているが、これまでこの理事会でも大筋の了解を得てきた。また、一度全議員の意見もいただくということで、この案を全議員に配付した。その中で堀部議員から意見が出ており、それも含めて最終的な協議をする。

ここまで話をずっとしてきたが、網かけの部分がある程度残っている。あと、これから議論していかなければいけない提言的なこともいただいているので、今後のことは、いろいろな議会に対する考え方もあるので、議運なのか改革委員会なのか、どこかの場で協議をしていかなければいけない。今回に関しては、現在行われていることを確認して、1つの申し合わせ事項ということで作成し、とりあえず一旦完成して、またいろいろ、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいということに関して議論をしていきたい。そういう視点で皆様方も捉えていただきたい。とりあえず今のところの現状確認というような形で話を進めていきたいので、よろしく願います。

では前文のところ、堀部議員からの意見で、ルールブックという表現はふさわしくないということ。確かに、ルールブックという表現は好ましくないというのは、ルールとなると完全な規則になるので、申し合わせなので、ちょっとそこは意味合いが違うというのは理解できるが、例えばどうするのか。

議事係主査 今言ったのが前文の4行目の部分だが、この部分については「議会運営におけるこれまでの慣例を明文化し、議員各位に周知し、必要に応じて、」というような形で続けてはどうか。

富本理事 「議会運営のルールブックとして」というところを「議会運営におけるこれまでの慣例を明文化し、議員各位に周知し、必要に応じて、議会運営委員会において新設、廃止、改正を行うものとする。」という形にしたい。別に大した問題ではないので、よろしいか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

富本理事 それでは、次へ行く。会派について。

会派の定義についてもいろいろ話し合いをしたが、去年は一定の調整がつかなかった。これも、現状がこうであって、現状の会派の届け出がこうであるというような形で話を進めていけばいい。



うちの場合は、(2)のところ、「一人でも、会派を結成できる。」という、実際そう  
なっているがこれでいいのか。

これが網掛けになっているのは、1人会派というのを認める認めないという話か。

議事係主査 そういったこともいろいろあったが、実際に会派結成届等でやっているので、  
改めて書き加えた。

富本理事 現状もそうなので、1人でも会派を結成できるということによろしいのか。

本当は、いろいろ意見はある。1人は会派ではないという意見もある、だから「でも、  
できる」というルールになっているので、では、そういう形でよいか。

脇坂理事 しなかったらどうするのか。

富本理事 しない場合があるのか。

議事係主査 規定は特にないが、届け出は出さなければいけないと考えている。

富本理事 会派届がないという……

議事係主査 提出しないということは、想定はしてない。

脇坂理事 「できる」だとおかしくなる……

島田理事 この項目は要るのか。

富本理事 そう、要るのかというのものもある。

1人の会派も認めるとか、そういうことか。

議事係主査 そもそも会派の定義がないから、届け出ればよいということさえ書かれてい  
れば問題ない。

富本理事 ものの本によると、1人は会派としては認めないというのがある。議会運営の  
ハンドブックなんかにはそう書いてあって、現に、今はわからないが、以前は、品川か  
どこかは1人の人には政務調査費も配ってなかった、会派じゃないからと。会派支給の  
ところはそういうふうにしていたような事例もあった。ではこれは逆になくてもいいか。

島田理事 堀部議員は届けているのか。

議事係主査 届けている。

島田理事 「無所属」ということで。

議事係主査 はい。

島田理事 では、ほかの人は「無所属」にはなれないのか。

議事係主査 実際どうか。恐らく同じ名前というのではないと思う。

富本理事 でも、「無所属(太田)」というのも、堀部議員と太田氏が共存していたとき  
があったような気がするが。

島田理事 「無所属」が会派の名前になっているのか。

富本理事 それも変。無所属でも「区民派」というのと「無所属」というのがある。庶務のほうは何かあるか。ただ名前が出たら普通に届をやっている……

議事係主査 届け出自体は、たしか会派名になっている。

富本理事 会派名が「無所属」という会派。

議事係主査 はい。

くすやま理事 会派結成といたって、何か名乗らなければいけないということか。1人でも、例えば、ただ「くすやま美紀」じゃなくて、「何々くすやま美紀」という会派というか……

富本理事 でも、会派名「くすやま」でも別に問題はないのでは。

くすやま理事 堀部議員だったら、「堀部やすし」で本当は行きたいのでは。自分としては、きっと。でも「無所属」というのをつけているということ……。

富本理事 これは、要するに、1人の会派も認めているということを確認した上で、改めてその辺も含めて整理する。

次、2番。交渉会派のところの網かけは、結局4人がどうだということ。ただ、4人を今交渉会派にしているので、現実がそうなので、現実の運営の申し合わせ事項なので、それを否定するものでもないが、根拠は別に書かなくてもいい。4人というのは、1つの根拠としてこういう考え方があるが、別にそれを根拠として申し合わせ事項に書いておく必要はないので、根拠は外してもいいと思うがいかがか。

くすやま理事 我が党としては、ああいう経過があって、4人よりは前の3人に戻すべきだという立場ではある。現行は4人になっているが、根拠……

富本理事 1つの考え方としてこういうことを言っている人がいたが、それは1つの根拠であって、ほかの根拠もある。複数意見はある。

どこにも根拠は書いてない。全てのものに根拠が書いてなくて、これだけ根拠が書いてあるのも変だと、ただそれだけの理由。

あと、先ほどくすやま理事から意見も出た、交渉会派の人数が何人だとか、議会運営委員会に非交渉会派をどうするというのは今後の問題で、今はこういう状況なのでということでご理解いただきたい。

根拠は外しておいてよいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そのようにする。

先ほど言った人数の考え方とか、何人にするかとか、非交渉会派の議運の扱い、これは今後の話し合いの中でまた議論が出てくるところ。

続いて、第3、議員参集。これは事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 議員参集のここの文言については、現在、「議員参集心得」という明文化されたものが例規集に載っている。それは例規ではないということで、その明文化されているものを、この申し合わせが1つにまとまるので、そちらのほうに一体化させるという話である。

富本理事 要は、現状あるものが、例規集に載っているよりは、こちらの申し合わせに載っているほうがバランスがいいということ。中身はこの下のことか。

議会事務局次長 はい、中身はこのとおりである。

富本理事 では、例規集からこちらへ移動させるというか、そういう形の捉え方でご理解いただきたい。

続いて、欠席について、これは昨年の理事会で議論したものをここへ列記したもの。これが新たに加わったのか。

議事係主査 はい。

富本理事 では、これはこういう形で新たに加えたということで、去年議論したものを内容として入れたということなので、よろしくお願いをします。

続いて、第2章、本会議についてで、一番下、パソコンの持ち込みのことだが、これは、いろいろ議論が出た。現状は不可である。とりあえず現状のことを書くならば不可だが、これはやったほうがいいという議論も出ている。たしか島田理事からそういうご意見もあったかと思うが.....

島田理事 実際に持ち込んでいる人もいる。この前、奥山議員が持ってきていた。

副議長 やっていたので注意した。

富本理事 持ってきている人がいたのか。何を持ってきていたのか。

島田理事 パソコンである。

議事係主査 2月18日だったと思う。議会運営委員会で政務活動費の条例審査の際に、資料の確認ということだと思うが、持ち込んで読み上げていたことがあり、議運の委員から注意を受けて閉じたということがあった。

富本理事 そういう状況の人もいたが、現状は不可。よって今回の申し合わせに関しては、とりあえずは不可ということで書いておいて、これに関しては、時代の流れもあるので、議運なのか改革委員会なのか、どこかで検討してもらおうということで、検討事項に至急載せたいと思うが、そういう扱いでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そういう形で、現状のことを書いておいて、なるべく早く議論する。

今いろいろな種類の端末があり、スマホだってどうなのかという話もある。そういうこともあるので、この辺はよろしく願いをする。

この件に関しては、理事会で協議するというより、改革特別委員会でやった方がいいのかと思うが、その辺は、事務局、どうか。どちらがいいか。

議会事務局長 議会改革で議員が考えていることがさまざまあろうかと思うので、その中の1つとして、この間、公式の場以外でも、パソコンを使いたいとおいう話もあったので、改革のいいテーマになるかと思う。

富本理事 では、改革特別委員会にお願いする形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、改革特別委員会で検討していただくことで進めたい。

続いて、5番の議案。これは現在行っている事項を改めて記載しているので、特段問題は無い。追加されたということでもよろしく願いする。

それから、7番、決議。これも、堀部議員からは、本来1人で出せるのに申し合わせ事項とすることはおかしいという意見だが、現状、杉並区議会では、それを理解した上でも、理事会ルート、委員会ルートということで長年行っている。まさに申し合わせの中で行っている。議員1人であっても提出することはできるが、パフォーマンス的な意見書の乱立、だめなのがわかっていて出すとか、余りにも非効率になるので、そういうことを防ぐということでこういう申し合わせをやっている。堀部議員の指摘は当たらない。また、現状そうやっている。その確認ということでご理解いただきたい。よろしいか。特段問題がなければ、そのようにしていきたい。

続いて、8番、議案上程。これも現在行っていることを順番に記載しただけ。

次、12番、一般質問。網かけ部分について追加をした。これはちょっと説明願う。

議事係主査 今現在、通告後に区長部局と質問内容の調整を行っているが、それを改めて記載したということ。通常行っていることではあるが、一応念のために書いた。

富本理事 実際にえらく遅刻をした人もいる。理事者の方を30分ぐらい待たせた。調整の段階で、9時なら9時と約束して全然来なかったという議員もいたそうなので、それは余りにも問題があるので、書き加えたらどうだということに加えた。

では、次に行く。14番、発言。これも今行っていることを改めて入れたということ。

次、17番、意見開陳。これはいろいろな意見が出て、何も記載がない。昨年だったか、決算特別委員会において同一会派内で別々の意見を述べるという事態が生じた。あと、この前、7月の臨時会でも共産党から、委員会意見とは別に本会議でも意見を述べたいという申し出もあったが、共産党にはご理解いただき辞退したというようなことがあ

て、その間もいろいろな議論がこの意見開陳についてはあった。

これまでの議論をまとめると、同一会派で意見を言いたいという場合には、理事会で報告し、議運で確認をしたらどうかという意見があった。理事会の場で状況を把握して議運で判断するという方法。

例えば、私どもでも以前あった、同じ会派だったけれども賛否が分かれてしまったということで、岩田議員が後から出てきてやった。それは会派を離脱するということをある程度姿勢として示しているの、そういう場合であれば皆さんもご理解いただけるだろうと。

それから、条例の重さ軽さはあってはいけないが、政治なので、重い案件というのも存在することも事実なので、その点の政治的な部分というのそれぞれ判断があると思う。そういうことを改めて議運の理事会及び議運そのもので確認して、やってもいい、やらないほうがいいのかを判断してはどうか、大体そういう意見に収れんされつつある現状があった。

議事係主査 はい。意見開陳の中で同一会派から意見があった場合、どのように考えていくかということで意見が出た。理事会でまず報告した上で、そこで決着がつかなければ最終的に議運で判断していくというような、これまでの議論を申し合わせにしておいて、ここに記載しておいたほうがいいのかと考えている。

富本理事 ただ、これは案文が今のところないので、案文をつくっていただいて、これも全てきょう決定するわけではない。今の議論を踏まえてもう一度会派に持ち帰って最終的な決定になると思う。

それから、一応意見開陳も多数会派順と決まっているのか、慣例で。それも書かなければいけない。そういう手続論も含めて書いていただきたい。

では、意見開陳については、そういうこれまでの経緯もあったので、今話し合いがされている収れんの方向の文章を記載したものをまた改めて案として提案したい。

くすやま理事 同一会派、この間のうちみたいな場合と、あとは同じ会派でも意見が違う場合に別々にやりたいということを行っていると思う。態度が、例えばこの間みたいに、同じ賛成だが改めて意見を言いたいという場合と、同一会派でも賛成、反対が分かれる場合、余りないと思うが、そういうことが起こり得る場合は、理事会、議運で確認することを入りたいということか。

富本理事 はい。要は、委員長報告以外にプラスアルファでやる。そういうことである。

では、次、委員会の開催についてだが、「特別委員会の開催順序は、設置順とする。」となっているが、既にそうになってないときがある。これは外すこと。どこかで土

曜日に議会改革だけやって飛んだりしている日があったので、今や設置順になっていないので、そこの記載は外しておいたほうがいい。

次、招集通知。これは...

議事係主査 第3章の第2、招集通知と、第6、日程をあわせて堀部議員から意見が出ているということ。

富本理事 堀部議員からは、通知のほうは、申し合わせの内容とは違うが1週間前では遅いという意見がある。それと、日程のほうは、委員会日程を2日前にホームページに記載しているが、これも遅いという意見。これは遅いという意見なので、現状はこういうことでやっているの、とりあえず現状のことを書いて、この遅い、早いについてはまた別途議論するというご理解いただきたい。

次、委員会資料。これも同じ。堀部議員からは早目に資料を配付しろという意見があるが、これについても、これまでどおり2日間でやろうということで、理事会でも話題になった。既に決着がついているので、意見として聞いておく。

それから、10の委員長報告。これも、特別委員会の報告を早く、招集通知と同時に配付しろという意見があって、以前はそうしていたが、いろいろな所管との調整とか、その間に委員会が開かれる可能性なんかもあるので、こちらも協議して記載どおりに行われている。理事会で話し合いをした上での決着済みのことなので、堀部議員の1つの意見として伺っておく。

もう1つ網かけがあって、委員外議員の視察の同行について、この件については事務局で案を作成するようお願いしていた。

議会事務局次長 こちらについては、23年度理事会の決定に基づき、旅費を伴わない視察において委員外議員の参加を認めている。

委員外議員が同行できるということは、その際に、旅費を伴わない視察という形を考えたときに、大体マイクロバスで近隣あるいは都内とかに行くようなケースが想定される。そういった場合に、バスで行くということを考えると、定員があるということ。

もう1つは、そういったところに参加する場合に、万一何かがあった際に、委員会の公務として行くのかそうでないのかということで労災の適用が分かれてくるということが考えられることから、ここに書いたように、積極的に募集はしない。申し出をしてもらって、定員に達し次第締め切るということで、もっと簡単に言えば、先着順で申し出を受けるといった形にはいかがかと考えている。

富本理事 結局、労災の問題があるので積極的な形はできないので、自分でこういう視察があるということを情報収集して、行きたければ申し出てもらうというような形になる

ということ。

ただ、僕は がちょっと気になっている。「委員外議員として視察に同行する議員は、自己責任で参加するものとする。」と書いてあるが、以前、横田議員が議運の視察のときに30分遅れていて、来ないからバスは出した。そうしたら、いきなり柏市かどこかにあらわれた。そういう人もいたので、自己責任で同行すると書かれていても、自己責任の考え方に余りにも差があるから、そこはもうちょっと何かないかというのは、このところが当たるのかということもある。

彼は過去にも、医療問題でもいきなり佼成病院か何かのところであらわれて、すごく遅刻してきたのに平然と質問をして、また自転車で勝手に帰っていったみたいなことがあった。だから、例えば原則として行き来も全部一緒にするとか、それは記載しておいたほうがいいと思う。出発とか解散は、委員外議員は全部従うみたいなことは書く。自己責任というと、勝手に来て勝手に帰っていいというふうに捉えられても困るし、そこはお願いしたい、恥ずかしい話だが。

議会事務局長 実際、マイクロバスで行ったときに事故が起こる、あるいは自分で個人的に自己責任で自転車で行って事故が起こる、いろいろなことが想定できるが、労災認定に当たっては多分議論が分かれるところなので、もう少し詰めて工夫してみたい。

富本理事 例えば西荻のところに視察へ行くといったら、私だって一々来なくて、委員であっても、自分の自転車で行って自転車で帰るみたいなことになって困る。そうすると、委員の人のほうが手間をやっていて、委員外議員のほうがずっと行ってみたいということになるとおかしいことにもなるので、もちろん労災のこともあるだろうが、そういうことだってあり得るので、出発と、最後までは一緒にいるとか、そうでなければ参加できないというふうにしなないとおかしい。

議会事務局長 はい。参加できないとするか、前もって委員長の許可を得るとか。単純に個人的に遅れたからとか、どこかへ行きたいからとかいうことは防げるようなことでちょっと考えてみたい。

富本理事 お恥ずかしいが、そういう実際例があったので、よろしく願いをする。

あとのことは、今やっている方法論を記載したい。

次は全員協議会だが、これは今回決めなければいけないのか、どうなのか。今後の課題でいいのか。

これはどういうことかということ、例えば、去年、議会改革委員会で話し合いを行った中で、どこかの段階では議員全員に全協でも開いて報告しなければいけないという議論があった。そのときの手続論が明確ではなかった。たしか安斉理事代理も記憶されてい

と思うが、そういうことがあったので、委員会で今後そういうことが起きた場合にはどういう手続をするのかというような話し合いをしようということ。そういうことは今後の課題とする必要があるので、これもどこかのところでは議論をしていかなければいけない。

次、請願の紹介議員について。これも堀部議員から意見が出ているが、これについても既に理事会で議論して、委員長は公平な立場とするためということで現在の方法をとっている。堀部議員の意見は1つの意見として伺っておく。

それから、土日議会開催について、前回の理事会では削除したらどうだという意見もあったが、実際に行っているときもある。よって削除してしまうのもどうなのかということがあるので、例えば、必要に応じて土日開催を行うとか、必要に応じて協議し、開催するかどうか決定するとか、要するに、土日に絶対やるとか絶対やらないとかいうことではなくて、現状に即して必要に応じてそのたび検討し開催の有無を諮るとか、そんな形に変えていきたい。現状はそういうことだが、いかがか。

島田理事 そうなると、祝日も入れる必要がある。

富本理事 はい、土日祝。

最後、クールビズ。これに関しては、「区と同じ期間とする」というのは議会の主体性がないので、外したほうがいい。5月から10月の間で実施するという書き方のほうがいい。

議会事務局長 そのほうがいいと思う。

富本理事 また議会独自に変わってくる可能性もある。ことしは議会が先行してやった。

議会事務局長 ことしについては、5月 - 10月というのは、昨年にならって議会はそのように考えたが、区長部局のほうが少し状況を読んだつもりで遅らせたが、世論は議会が考えていたとおりのスケジュールで動いたので、区長部局が議会に合わせたということになっている。

富本理事 区の申し合わせ事項に「議会と同じ期間とする」と書いてもらわないといけない。

駆け足で来たが、本1冊を直すのは大変なので、今出たところだけをとりあえずもう一度まとめる。それで、最後にもう1回理事会で協議して、最終的に議運で決定するという形になるので、あと一、二回の協議を経て、現状の確認は決められる。

先ほどの話で残ったところとすれば、会派というものの名前のあり方、その辺をもう一度確認すること。それから、PCの件は改革委員会にお願いします。それから、意見開陳は文章を事務局でもう1回つくるということ、それを改めて協議する。それから、委



員外議員の視察についても事務局でもう1回、より丁寧な書き方でお願いした点。それから全協のあり方については、これは今後の課題として時期をみて協議をする。土日開催についても文章を直す、このぐらい。その辺を再度、紙1枚で結構なのでまとめて、再度理事会に提案し、遅くとも次の定例会の議運あたりで決定をして、決定したものを全議員に配って1つの申し合わせにしていくということ考えていたので、よろしく願いをする。

それから、この申し合わせ事項は申し合わせなので、社会が変更すれば必要に応じて変えていかなければいけない。毎年ある時点で理事会で検証して、必要があれば改正をしていくという方向で考えているので、その辺もよろしくお願いしたい。

ここまでで何かあるか、よろしいか。

#### 《特別区議会議長会要望について》

富本理事 続いて、特別区議会議長会の要望について。

これは皆さんに非常に協力をいただき、杉並区からはかつてない数を提出した。これについて事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 先日、7月の前半だったと思うが、まとめたものを提出して、議長会事務局である程度、複数区から出てきているものにつきましては統合させ、国なり都に要望を出すという形で話が進んでいる。

こちらから出した資料のうち、未利用公有地の活用促進を求める要望、これは優先順位3位ということで出したもので、これと優先順位4位で出した都市部の緑地農地を保全するための支援を求める要望、この2件については議長会事務局で淘汰された。簡単に言えば採用されなかったということになり、残る部分については、複数区から出ていた内容を統合した上で国なり都に出す形となった。

富本理事 ただ、未利用地に関しては、待機児とか特養とかに組み込まれている。

議会事務局次長 はい。

富本理事 では、農地だけはちょっと……

議会事務局次長 残念ではある。

富本理事 では、こういう形で、杉並区から意見が出たのも国のほうへ提出したのか。たしかこれは「市議会だより」か何かに出ていた。丸川さんに中野の伊東議長が書類を渡している写真が出ていたので、ご確認いただきたい。これは皆さんにも非常に協力いただいた。感謝する。あとは都の要望書。

議会事務局次長 都に対する要望書の提出はこれからになる。

富本理事 こちらで議論して国へ持っていった。都への提出は26日なので、また次回の理事会で結果を報告したい。

#### 《アメリカ合衆国の核実験に対する要請書について》

富本理事 続いて、またアメリカ合衆国が核性能実験を実施した。

議会事務局次長 8月21日の新聞紙上で私どもも知ったという形だが、資料6のとおり核性能実験が4月から6月の間で1回という表現だったが、アメリカ合衆国で1回行われた。議長名で「全ての核実験の停止を求める要請書」ということでアメリカ大使館へ送付した。今後、区議会ホームページへの掲載と「広報すぎなみ」9月1日号で送付した旨を掲載する予定である。

富本理事 これは既に議長名で要請書を提出したので、ご了解いただきたい。

#### 《その他》

##### (1) 「今日のニュース」一覧の取り扱いについて

富本理事 次、その他である。その他の(1)、「今日のニュース」一覧についての取り扱い。先日、私のほうから、区からの全議員対象の配付物について、各議員宛て送付文を廃止して、掲示板に担当部署等を掲示するという方法で対応することを提案して、この場でご了承いただき、8月1日から既に行われている。これは今行われていて特段問題はないか。事務局のほうも混乱はないか。

議会事務局次長 特段私どものほうにも、不都合等はない。

富本理事 今はそれに加えて「今日のニュース」も、昔は新聞が配られていたのがなくなり、一覧がポスティングされているが、ある議員から、議員は毎日来るわけではないので、数日たってあのペラを見ても既にタイムリーさが失われているというようなことがあるので、「今日のニュース」をメールで配信できないかという提案もあった。これについて、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 先日提案をいただいたところで、私どもでも検討した結果として、これまでのような一覧表のポスティングあるいはメールでの配信という形の選択制で、個別に対応することにしたらどうかという結論を出した。メール配信あるいはこれまでどおりということで選択をしていただき、メールで送付することを希望される方は、私どもの調査担当係長にお知らせいただきたい。9月から配信なら、できれば8月29日までにいただきたい。

富本理事 今話したように、デジタル化というか情報化ということで、メールを使ってや

ればいろいろプラスがあるということ。ただ、余りメールをお使いにならない方もまだいるようなので、そこは選択にして、事務局としてはなるべくメールのほうがよいのか。議会事務局次長 はい。いろいろと紙の節約も考えると、そのほうが私どももありがたい。富本理事 ただし、ファクスはだめ。手間がかかるので。メールか今までどおりかということをお願いしたい。

脇坂理事 個人的で申しわけないが、メールでいいが、携帯に転送されるので、PDFよりも本文べた張りのほうがうれしい。

議会事務局次長 基本的に、携帯、PCあるが、そういった形でやることを考えている。

富本理事 あと、メールについても、今はばらばら対応。例えば理事会は、招集通知や議事録をメールで送るような形にしたが、今、他はどうなっているのか。

議会事務局次長 基本的に、それぞれの私どもの業務の担当で取り扱いはばらばらにやっているのが現状。携帯がいいのかPCがいいのか、先ほどの容量の話もあるので、話を整理して、また私どものほうから改めて、通信手段について了解いただくとともに、できればメールでやりとりができるような形で、もちろんできない方もいるので、それはそれで配慮した上で、取り扱いの統一化を考えたい。また別途、調査なりをしたい。

副議長 もしメールでやるのであれば、著作権の問題とか新聞の記事の問題もあるが、コピーして配ってこれまで議会の中で問題ないというのであれば、メールでやって、その記事をとりに行けるように将来的にはしてほしい。そこに載っている記事をどこかに置いておいて、そこに議員がとりに行けるような状況まで将来的にはやってほしい。単純に、1回メールをもらって、役所に行くのではなくて、載っている部分については……。

議会事務局次長 載っている部分については、こちらでもちゃんとそれを保存しておいて、コピーしたいというのであればすぐできるような形をとっておけという……

副議長 データ化しておいて、もし欲しければその記事をPDFで送ってもらうとか。

富本理事 そこまでは現状できない。切り抜きまでは置いてあるのか。

議会事務局次長 切り抜きをそのまま使うというところが、著作権でひっかかってくるところ。事務局で整理しておいて、来たときにコピーをとる分には可能だと思うが、データにして送るということになると、著作権協会のほうが厳しくなると思う。

富本理事 「今日のニュース」というのは事務局で1枚にまとめていないのか。

調査担当係長 まとめてある。だから、閲覧は可能。ただ、それを配ったり、データをメール配信して見られるとしてしまうと著作権の問題が出てくる。

富本理事 僕らに配っていた新聞の切り抜きは、事務局では1部だけは持っているのか。

調査担当係長 1部だけはある。だから、見ていただく分には構わない……。

富本理事 それがあればいい。

議会事務局長 メール配信も紙ベースでの配信も、配ることは、結構きつく言われてる。

富本理事 今回は項目だけを配るようになっている。それで今みたいになった。ただ、保存されているので、例えば我々が欲しければ、8月10日の記事を事務局に言えば、コピーはいただけるのか。

調査担当係長 はい。

富本理事 配付するのがよくないということ。

参考に伺うが、共産党から、例えばメールの普及率というか、例えば団会議の案内だとか、その辺はどうか。

くすやま理事 いや、メールではやってない。電話とか口頭で。大体会議なんかは、次回はどうするかということで決める。

富本理事 余りメールは会派内では使っていないのか。

くすやま理事 はい、余り使っていない。

富本理事 うちから聞くとあれなので、わざと共産党から聞いたが、どうなのかということ。苦手とか……

くすやま理事 メールについては苦手な人もいる。

富本理事 民社はどうか。

安斉理事代理 うち基本的にメール。

富本理事 その辺は問題ない。

公明はどういう状況か。

島田理事 メールは使っているが、携帯だと大体届くが、パソコンだと見ないときもあるので、PCのほうは少し厳しい。

富本理事 うちのご想像のとおり、苦手な方、うちは年代の幅が広いので、その辺がどうかという状況。

では、そういう状況。ただ、なるべく省エネ化というか、メールのほうがいい部分もあるので、事務局の省力化もあるし、時代の要請としてはそっちへ移行しているので、その辺も含めてやっていきたい。「今日のニュース」に関しては、両にらみという形で行うことに決まったので、よろしくをお願いをする。

## (2) 議員控室改修工事について

富本理事 続いて、控室の改修工事について、お願いをする。

議会事務局次長 ネット・みどりの控室だが、改修工事が終了した。パントリーの撤去、

パーティションの設置、それから、内線電話をこれまで2回線持っていたが、それを1つずつ分け合うという形とした。

この控室にするに当たり、2人会派の他の2つの会派にも声かけをしたが、今のままでよいという話だったので、今回、もともとネット・みどりの部屋のあったところを、人数案分というか、1人对2人で分けたという形である。ネットと緑の党で使用することで、控室はそのような形にした。

富本理事 資料2の地図のとおりになったということ。これはもう工事が終わったので、ご理解いただきたい。

### (3) 本庁舎建築設備等定期点検について

富本理事 続いて、本庁舎の定期点検について説明願う。

議会事務局次長 本庁舎の定期点検だが、9月14、15、16の3連休に排煙器、換気、非常照明、給排水設備、こういったところの点検に入る。この3日間、業者が控室に入るケースもあるかと思うので、ご了解いただきたい。

富本理事 点検で、特段何かをしておく必要はないのか。点検で入るので、その辺はよろしくご理解いただきたい。

### (4) 喫煙室の改修工事について

富本理事 続いて、喫煙室の改修工事について。

議会事務局次長 喫煙室だが、3定終了後ぐらいの土日を使って、改修工事というか、きれいにするということだと思うが、工事を行いたいという話がある。簡単に言えば、その工事をやっているときは利用できないということになるが、土日中心でやるということなので、ご了解いただきたい。日程等の詳細については、まだ明確になってないので別途お知らせしたいと考えている。

富本理事 そのような改修が行われるということなので、よろしくご協力をお願いする。

以上、進めてきたが、ほかに何かあるか。 よろしければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時02分 閉会)